

商品先物取引法における 不招請勧誘の禁止について

平成25年11月

農林水産省食料産業局

経済産業省商務流通保安G

不招請勧誘の禁止とは

- ▶ 不招請勧誘の禁止とは、勧誘を要請していない顧客に対し、訪問又は電話により、商品取引契約(取引の受託、代理等)を勧誘することを禁止する規制。
- ▶ 委託者保護の観点から、商品先物取引法及び金融商品取引法において、不招請勧誘禁止が規定されている。
- ▶ 商品先物については、商品先物取引法上、不招請勧誘が禁止される商品取引契約として、①個人を相手方とする取引所取引に係る契約(損失が限定されている取引を除く)、②個人を相手方とする店頭取引に係る契約を規定。
- ▶ 金融商品(有価証券先物・為替先物等)については、金融商品取引法上、個人を相手方とする店頭取引のみが禁止の対象(取引所取引は対象外)。

商品先物	取引所取引	不招請勧誘禁止※1※2
	取引所外(店頭)取引	不招請勧誘禁止※1
金融商品 (有価証券先物・ 為替先物等)	取引所取引	対象外
	取引所外(店頭)取引	不招請勧誘禁止

※1: 業者と既に継続的取引関係(商品取引契約、店頭金融商品取引契約)にある顧客への勧誘や取引所取引の金融商品取引契約について継続的取引関係にある顧客への勧誘も適用除外とした。

※2: 初期の投資額以上の損失が発生しない仕組みの取引について勧誘する場合を除く。

不招請勧誘の禁止に関する法令上の枠組み

商品先物取引法は不招請勧誘の禁止を法律、政令、省令の3段階で規定している。

法律

不招請勧誘を禁止する旨を一般的に規定

商品先物取引法

第214条 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

9 商品取引契約(当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること(委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く。)

政令

禁止の対象となる契約として、以下の契約を規定

1. 個人を相手方とする取引所取引に係る契約(初期の投資額以上の損失が発生しない仕組みの取引を除く)
2. 個人を相手方とする店頭取引に係る契約

商品先物取引法施行令

第30条 法第214条第9号の政令で定めるものは、個人である顧客(以下この条において「個人顧客」という。)を相手方とし、又は個人顧客のために法第2条第22項第1号から第4号までに掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約(商品市場における相場等に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について当該個人顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が、取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがあるものに限る。)及び個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために同項第5号に掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約とする。

省令

上記を前提に、例外的に適用除外となる場合を規定

1. 自社との間で、既に商品取引契約を締結している顧客に対する勧誘
2. 自社との間で、既に店頭取引に係る金融商品取引契約を締結している顧客に対する勧誘
3. 自社との間で、既に取引所取引に係る金融商品取引契約を締結している顧客に対する勧誘(昨年12月の省令改正で新たに追加)

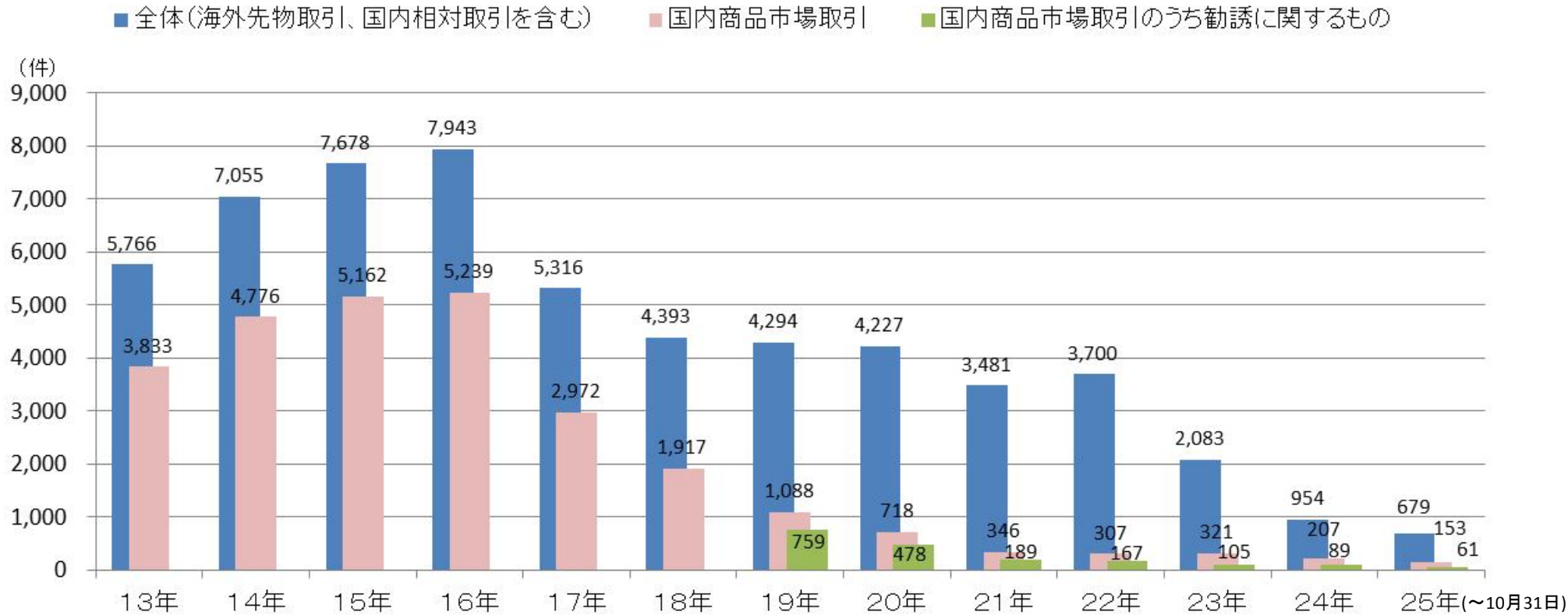
商品先物取引法施行規則

第102条2 法第214条第9号の主務省令で定める行為は、商品先物取引業者が継続的取引関係にある顧客(既に当該商品先物取引業者と次の各号に掲げるいずれかの契約を締結している者(第3号に掲げる契約を締結している者にあつては、当該者が当該商品先物取引業者との間で最初に同号に掲げる契約を締結した日から90日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前1年間に2以上の同号に規定する取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の同号に規定する取引の残高を有する場合に限る。)をいう。)に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第30条に規定する商品取引契約(第3号に掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第2条第22項第5号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。)の締結を勧誘する行為とする。

- 1 令第30条に規定する商品取引契約
- 2 金融商品取引法施行令第16条の4第1項に規定する金融商品取引契約
- 3 顧客のために金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ(同条第27項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容とする契約

商品先物取引に係る苦情・相談件数

商品先物取引に係る苦情・相談件数は、委託者保護に関する累次の法律改正により、全体苦情・相談件数は約8分の1、国内商品市場取引に係る苦情・相談件数も約25分の1に減少。



※平成21年4月より集計方法が変更になったため、時系列での比較はできない。

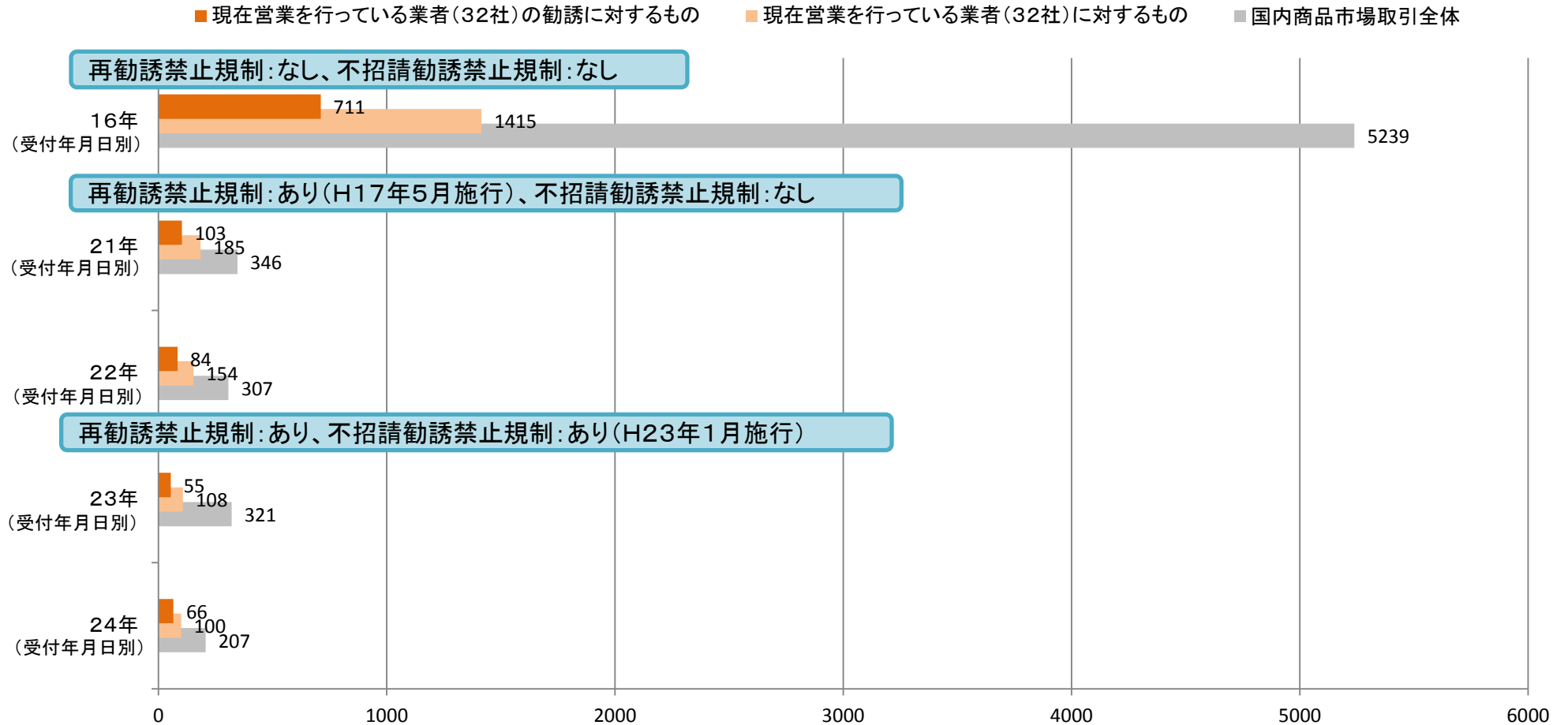
※国内商品市場取引については、平成21年3月以前は「国内公設先物取引」の苦情相談を、平成21年4月以降は「国内商品先物等」の苦情相談を指す(平成23年1月以降は店頭取引の苦情相談を除く)。

出典:全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)データを基に経済産業省作成。また、勧誘に関するものは、経済産業省が独自に分類・集計。

平成15年以前のデータは平成20年7月17日までの登録分、平成16年以降のデータは、平成25年10月31日までの登録分。

商品先物取引に係る苦情・相談件数

▶PIO-NETに登録された苦情・相談件数について、規制の段階別にその件数・内訳をみると、再勧誘禁止規制の導入(平成17年施行)による効果が顕著。その後は、その効果が定着している。



※全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)データを基に農水省・経産省において分類(精査の上、異同を生じることがある。)

※国内商品市場取引については、平成21年3月以前は「国内公設先物取引」の苦情相談を、平成21年4月以降は「国内商品先物等」の苦情相談を指す(平成23年1月以降は店頭取引の苦情相談を除く。)

※平成21年4月より集計方法が変更になったため、時系列での比較はできない。

※データは、平成25年10月31日までの登録分。32社に関するデータは、業者名が登録されている苦情・相談を集計。

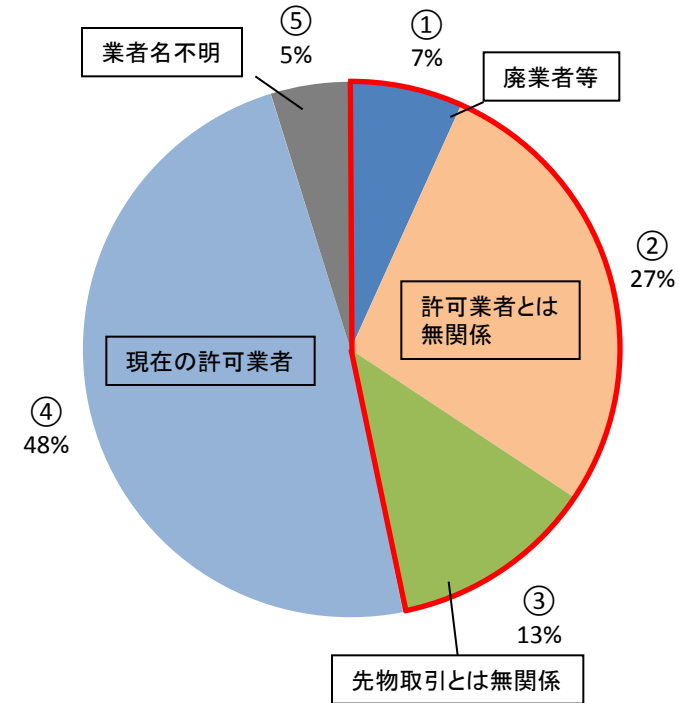
※各年1月1日時点における国内商品市場取引に係る許可業者数は、平成16年:98社、21年:53社、22年:40社、23年:34社、24年:33社。

商品先物取引に係る苦情・相談件数の内訳

➤ 最近の苦情・相談件数について、その内訳をみると、すでに廃業した業者などに関する苦情・相談が約半数にのぼる。

○商品先物取引(国内市場取引)に関する苦情・相談の内訳(平成24年受付分)

①すでに廃業した業者や過去の取引に関するもの	14
うちすでに廃業した業者に関するもの	(11)
うち15年以上前の取引に関するもので業者名が不明なもの	(3)
②許可業者とは無関係なもの	57
うち二次被害(※)に関するもの	(44)
うち無許可業者に関するもの	(13)
③商品先物取引とは無関係なもの	26
うち株式・信託など他の金融商品に関するもの	(9)
うち現物取引(地金)に関するもの	(4)
うち架空取引と考えられるもの(CO2、鶏、きくらげ)	(8)
その他商品先物取引とは無関係なもの(知人間のトラブル等)	(5)
④現在の許可業者(32社)に関するもの	100
⑤業者名が不明であるもの	10
総計	207



注: カッコ内の数字は内数。

(※)過去の損失を取り返すとのお話により、商品先物取引業者とは無関係の者が手数料等を要求するもの。

※全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)データを基に農水省・経産省において分類(精査の上、異同を生じることがありうる。)

※国内商品市場取引については、「国内商品先物等」の苦情相談(店頭取引の苦情相談を除く)を指す。

(参考1) 産業構造審議会・報告書(平成21年)

▶平成21年2月、産業構造審議会商品先物取引分科会において取りまとめられた「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」(農林水産大臣及び経済産業大臣に答申)の中では、不招請勧誘の禁止規定の導入範囲について、以下のとおり記述。

「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」(平成21年2月23日)(抄)

3-(3)「不招請勧誘の禁止」規定の導入

本分科会においては、国内商品先物取引を含めた商品先物取引全般について不招請勧誘を禁止することが必要であるとする意見があった。

一方で、他の委員から、被害が急増しているのはいわゆる「ロコ・ロンドンまがい取引」であり、国内商品先物取引に係る苦情件数は著しく減少していることを踏まえるべきであるとの意見や取引の非定型性や商品設計の複雑性、レバレッジの大きさなど取引自体に内在する潜在的な危険性にも着目した制度設計を行う必要があるとの意見があった。

これらの意見を踏まえれば、商品先物取引のうち、特に危険性が高く、被害も実際に多数発生しているような取引類型については、不招請勧誘行為自体を禁止することには一定の合理性が認められる。このため、商品取引所法において、そうした合理性が認められる取引類型を政令で指定し、不招請勧誘を禁止することが適当である。

具体的には、レバレッジや取引の複雑さなどの商品性及び現に発生しているトラブル実態を勘案して、一般委託者を相手方とする店頭商品先物取引を政令において指定することが適切である。

なお、海外商品先物取引については、今後のトラブル実態の推移を注視し、トラブルの状況が改善していかない場合には指定を検討する必要がある。

また、国内商品先物取引については、近年、苦情・相談件数自体は大きく減少していることから、その推移を見守ることが適切である。

(参考2)改正商品取引所法審議における附帯決議

➤平成21年改正商品取引所法審議において、不招請勧誘禁止等の内容を含む決議が衆参両院で行われている。

衆議院・経済産業委員会(抄)

商品先物取引に関する契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、一方的に訪問し、又は電話をかけて勧誘することを意味する「不招請勧誘」の禁止については、当面、一般個人を相手方とする全ての店頭取引及び初期の投資以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。さらに、施行後一年以内を目処に、規制の効果及び被害の実態等に照らして政令指定の対象等を見直すものとし、必要に応じて、時機を失することなく一般個人を相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること。

参議院・経済産業委員会(抄)

ロコ・ロンドンまがい取引などの取引所外取引や海外商品先物取引をめぐるトラブルが急増していることにかんがみ、不招請勧誘を禁止する規定においては、当面、一般委託者を相手方とするすべての取引所外取引及び初期の投資金額以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。

また、本法施行後一年以内を目途に、規制の効果及び被害の実態等を踏まえて政令指定の対象を見直し、必要に応じて適宜適切に一般委託者を相手方とするすべての取引に対象範囲を拡大すること。

(参考3) 産業構造審議会・報告書(平成24年)①

➤平成24年8月、産業構造審議会商品先物取引分科会において取りまとめられた「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」(農林水産大臣及び経済産業大臣に答申)において、多様な取引参加者の拡大等による市場の活性化が記述。

「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」(平成24年8月21日)(抄)

第1章 はじめに

4. さらに、我が国の商品市場の活性化と健全な発展のためには、委託者保護による健全性の向上の取組みに加えて、取引所サービスの向上や多様な取引参加者の拡大など流動性向上のための積極的な方策を打ち出すべきである。

第3章 商品先物市場の活性化・健全な発展の方策について

具体的には、下記のように、委託者保護に適切に取り組むとともに、商品取引所のサービスの向上や多様な取引参加者の拡大等により市場の活性化を図るべきである。

1. 取引参加者の拡大

(4) 個人投資家

② 個人の委託者に接する外務員は、法令遵守による委託者保護の役割に加え、商品先物市場における流動性を高めその機能を発揮させるという役割を担っており、法令遵守の徹底に加えて、商品市況や資産運用に関する相談に的確に対応しうるよう資質の向上を図るべきである。

(参考4) 産業構造審議会・報告書(平成24年)②

➤また、平成21年の衆参両院での附帯決議を受けて、不招請勧誘の禁止対象の見直しについての検討がなされたところ、禁止対象の拡大の是非について、以下のとおり記述。

「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」(平成24年8月21日)(抄)

第3章 商品先物市場の活性化・健全な発展の方策について

IV. 勧誘規制の扱いについて

1. 不招請勧誘の禁止について

商品先物取引に係る苦情等の件数は着実に減少しており、不招請勧誘の禁止を含めた勧誘規制に関する累次の法律改正や、関係者の法令遵守の取り組みが一定の効果을あげていると考えられる。

不招請勧誘の禁止の規定は施行後1年半しか経っておらず、これまでの相談・被害件数の減少と不招請勧誘の禁止措置との関係を十分に見極めることは難しいため、引き続き相談・被害の実態を見守りつつできる限りの効果分析を試みていくべきである。

その上で、将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である。

なお、不招請勧誘の禁止についてはその導入時に、施行後1年以内を目途に規制の効果及び被害の実態等を踏まえ必要に応じて政令指定の対象を見直し、一般個人を相手方とする取引全てに拡大する旨の附帯決議が衆参両院でなされたところであるが、現時点においては、こうした拡大が必要な状況にはないと考えられ、引き続き、規制の効果と被害の実態を検証していくべきである。

(参考5)規制改革実施計画(閣議決定)

▶本年6月、規制改革会議の答申を踏まえ、規制や制度、運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくこととした「規制改革実施計画」(閣議決定)において、勧誘等における禁止事項について、以下のとおり決定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

Ⅱ 各分野における規制改革

5 創業等分野

(2)個別措置事項

9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
10	行為規制の整備	行為規制については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する。	平成25年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
11	ヘッジ会計指針の明確化	商品先物取引について、ヘッジ会計における実務指針に関する具体的なニーズを調査・把握し、所要の対応を検討する。	平成25年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
12	顧客勧誘時の適合性原則の見直し等	「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、適合性の原則の確認に関し、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えることを明確化する。また、勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。	平成25年度 措置	農林水産省 経済産業省

(参考6)商品先物取引業者に対する主な規制(商品先物取引法等)

○ 商品先物取引法等における商品先物取引業者等に対する規制(不招請勧誘禁止を除く)

1. 悪質な取引業者の排除

商品先物取引法(商先法)は取引業者及び外務員に対して「許可制」(6年ごとの更新)。

※商品先物取引におけるトラブルが多かった平成10年から平成16年に主務省から行政処分を受けた事業者22社のうち、17社が既に廃業。

2. 高齢者及び低所得者に対する勧誘

商先法は、政府指針において年齢(75歳以上)や年収(500万円未満)を明示(実質上、勧誘を制限)。

3. 自主規制団体の法定化

日本商品先物取引協会(商先協)は、平成10年商品先物取引所法改正により、業界振興部門を分離し、自主規制団体として規制に特化。

4. 投資家保護のための勧誘・説明に関する規定(迷惑勧誘の禁止の強化)

商先法は迷惑を覚えさせるような「仕方」(時間・場所・方法を含む)での「勧誘」(電話・訪問)を禁止。

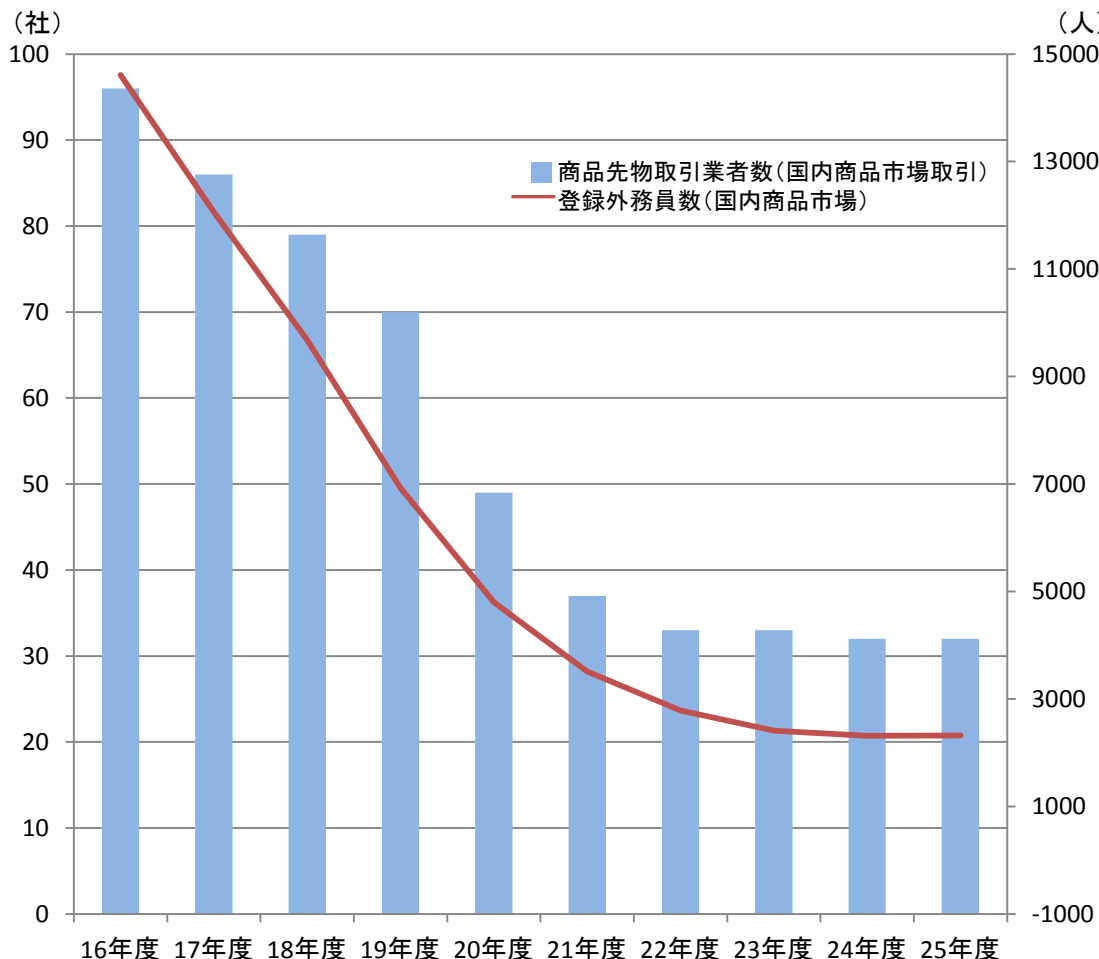
5. 価格の乱高下に対する防止策の充実

商先法は、米国で最も問題となっている現物取引を通じた相場操縦の禁止も明確に規定するとともに、市場における取引及び取引参加者に対する取引の制限命令を措置。

(参考7)商品先物取引の状況

▶国内商品市場を取り扱う商品先物取引業者及び登録外務員数は激減。取引所における月間平均取引枚数(国内)も2年間で約2割以上減少。

○国内商品市場取引を行う商先業者数及び登録外務員数の推移



○東京商品取引所における月間平均取引枚数

	合計	海外	国内
2009年	481.4	49.8	431.6
2010年	460.6	67.8	392.8
2011年(※)	527.8	118.3	409.6
2012年	424.7	125.7	299.0
2013年	489.1	177.3	311.8

※2011年は金価格高騰による取引量急増という特殊要因がある

(万枚)

約24%減少

※商品先物取引業者は、商品先物取引法施行(23.1.1)まで商品取引員とされていた。

※各年度の業者数及び外務員数は各年度末現在のもの。